

静岡県事務処理の特例に関する条例及び静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第26号

静岡県事務処理の特例に関する条例及び静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例  
(静岡県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第1条 静岡県事務処理の特例に関する条例(平成11年静岡県条例第56号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1 (略)			別表第1 (略)		
	事務の区分	市町		事務の区分	市町
(略)			(略)		
128	租税特別措置法(昭和32年法律第26号。以下この項において「法」という。)の施行に関する次に掲げる事務 (1)～(4) (略) (5) <u>法第68条の69第3項第5号イ及び第6号の認定</u>	静岡市 浜松市 沼津市 三島市 富士宮市 富士市 焼津市 藤枝市	128	租税特別措置法(昭和32年法律第26号。以下この項において「法」という。)の施行に関する次に掲げる事務 (1)～(4) (略)	静岡市 浜松市 沼津市 三島市 富士宮市 富士市 焼津市 藤枝市
(略)			(略)		
130	租税特別措置法(以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則(以下この項において「施行規則」という。)の施行に関する次に掲げる事務 (1)～(4) (略) (5) <u>法第68条の69第3項第5号イ及び第6号の認定に係る申請書の受付</u> (6) (1)から(5)までに掲げる事務のほか法の施行に関する事務のうち施	全市町(静岡市、浜松市、沼津市、三島市、富士宮市、富士市、焼津市及び藤枝市を除く。)	130	租税特別措置法(以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則(以下この項において「施行規則」という。)の施行に関する次に掲げる事務 (1)～(4) (略) (5) (1)から(4)までに掲げる事務のほか法の施行に関する事務のうち施	全市町(静岡市、浜松市、沼津市、三島市、富士宮市、富士市、焼津市及び藤枝市を除く。)

	行規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの			行規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	
(略)			(略)		
133	租税特別措置法施行令 (昭和32年政令第43号。 以下この項において「政令」という。)の施行に関する次に掲げる事務 (1)～(3) (略) (4) <u>政令第38条の4第23項</u> の認定	静岡市 浜松市 沼津市 富士市	133	租税特別措置法施行令 (昭和32年政令第43号。 以下この項において「政令」という。)の施行に関する次に掲げる事務 (1)～(3) (略) (4) <u>政令第38条の4第24項</u> の認定	静岡市 浜松市 沼津市 富士市
134	租税特別措置法施行令 (以下この項において「政令」という。)及び政令の施行のための規則の施行に関する次に掲げる事務 (1)～(3) (略) (4) <u>政令第38条の4第23項</u> の認定に係る申請書の受付	全市町 (静岡市、浜松市、沼津市及び富士市を除く。)	134	租税特別措置法施行令 (以下この項において「政令」という。)及び政令の施行のための規則の施行に関する次に掲げる事務 (1)～(3) (略) (4) <u>政令第38条の4第24項</u> の認定に係る申請書の受付	全市町 (静岡市、浜松市、沼津市及び富士市を除く。)
(略)			(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県手数料徴収条例の一部改正)

**第2条** 静岡県手数料徴収条例(平成12年静岡県条例第25号)の一部を次のように改正する。

別表362の項中「、第63条第3項第5号イ若しくは第68条の69第3項第5号イ」を「若しくは第63条第3項第5号イ」に改め、同表363の項中「、第63条第3項第6号若しくは第68条の69第3項第6号」を「若しくは第63条第3項第6号」に改め、同表365の項中「、第38条の5第9項又は第39条の98第9項」を「又は第38条の5第9項」に改め、同表366の項中「、第38条の5第10項第4号又は第39条の98第10項第2号」を「又は第38条の5第10項第4号」に改め、同表367の項中「第38条の4第23項」を「第38条の4第24項」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。